

第73回 建築基準法の改正と ストック活用の変化について

既存建築物の有効活用を安全かつ合理的に進めるストック型社会への対応等の観点から、平成30年法律67号（平成30年6月27日公布）の改正建築基準法において、大きく3つの枠組みの改正が行われました。「建築物・市街地の安全性の確保」「既存建築ストック活用」および「木造建築を巡る多様なニーズへの対応」についてです。

今回は主に2つの枠組みにおける法改正の概要を、紹介すると共に、今後のストック活用状況について考えて参ります。

①戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化
②共同住宅・長屋建ての改修工事によって、吸音材を天井裏に敷設して、十分な遮音性能が得られれば、遮音性能に関しては小屋裏の界壁、を不要とする。（法30条）

③大規模な建築物等に係る制限の合理化
既存不適格建築物を用途変更する場合に、活用の対象建築物は増加すると考えられます。

④大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

⑤大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

⑥大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

⑦大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

6項）
⑥防火地域に加え準防火地域においても、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。（法53条3項）
を前提に、耐火建築物等とすることを不要とした。（法27条1項）用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し。不要の規模上限を100㎡から200㎡へ。（法6条1項1号）

2 既存建築ストック活用
②共同住宅・長屋建ての改修工事によって、吸音材を天井裏に敷設して、十分な遮音性能が得られれば、遮音性能に関しては小屋裏の界壁、を不要とする。（法30条）

③大規模な建築物等に係る制限の合理化
既存不適格建築物を用途変更する場合に、活用の対象建築物は増加すると考えられます。

④大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

⑤大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

⑥大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

⑦大規模な建築物等に係る制限の合理化
活用の対象建築物は増加すると考えられます。

今月の筆者

●プロフィール
2005年一級建築士登録。
CASBEE評価員（建築）、大阪府被災建築物応急危険度判定士
戸建て住宅から保育所・工場・公共建築物まで幅広い用途の設計に対応しています。
個人向けの建築コンサルティング「建築計画カウンセリング」もご提供しております。
<https://workplace39.com/>



WORK PLACE
一級建築士事務所
廣田 瑞貴

コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pro.biz/>

これらの改正により、立地や構造・規模・仕様における制限は緩和され、ストック活用の対象建築物は増加すると考えられます。一方、防火性能の高い窓や外壁、避難を促す警報設備の設置等が必要となり、事業者は対象建築物の仕様を整備し、定期報告や消火点検等を行い、以降も維持管理することが求められます。対象建築物の範囲拡大と、事業者の積極的な関与による官民一体型のストック活用がより推進される環境が整えられたとも言えると思います。